

令和3年 第2回甲良町教育委員会本会議議事録

令和3年6月16日（水）、甲良町公民館において、令和3年 第2回甲良町教育委員会本会議を開催する。

1. 出席委員は、次のとおり

松田教育長、日下和子委員、尾崎隆昭委員、藤真照委員、新家美静委員

1. 委員以外の出席者は、次のとおり

寺田学校教育課長、上田社会教育課参事、望月教育総務課課長補佐、
寺川子育て支援センター所長、高橋図書館長、
堀口甲良東保育センター園長、清水甲良西保育センター園長、

1. 本会議の日程は、次のとおり

日程番号	議案番号	件名
日程第1		令和3年第1回会議録承認の件（新家委員）
日程第2		会議録署名委員の指名（日下委員）
日程第3		教育長報告
日程第4	承認第9号	甲良町立幼稚園使用料条例施行規則の一部を改正する規則につき、承認を求めることについて
日程第5	承認第10号	甲良町学力向上事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令につき、承認を求めることについて
日程第6	承認第11号	甲良町立学校プール管理規則を廃止する規則につき、承認を求めることについて
日程第7	承認第12号	甲良町立中学校生徒海外派遣研修事業補助金交付要綱を廃止する訓令につき、承認を求めることについて
日程第8	承認第13号	甲良中学生海外派遣研修事業旅行団設置要綱を廃止する訓令につき、承認を求めることについて
日程第9	承認第14号	令和3年度甲良町学校・園教育および社会教育ならびに人権教育等に関する一般方針を定めることにつき、承認を求めることについて
日程第10	承認第15号	甲良町社会教育委員の委嘱につき、承認を求めることについて

日程第 11	承認第 16 号	甲良町就学支援委員会委員の委嘱につき、承認を求めることについて
日程第 12	承認第 17 号	甲良町人権問題啓発指導員の任命につき、承認を求めることについて
日程第 13	承認第 18 号	甲良町立学校運営協議会委員の任命につき、承認を求めることについて
日程第 14	承認第 19 号	甲良町立図書館協議会委員の委嘱につき、承認を求めることについて
日程第 15	承認第 20 号	甲良町公民館職員の任命につき、承認を求めることについて
日程第 16	認定第 1 号	令和 3 年度要保護および準要保護児童生徒の認定を求めることについて

○**松田教育長** それでは、失礼します。

教育委員の 4 名の皆さんには大変お忙しいところを、また、お出にくい中をご参加いただきましてありがとうございます。

予定の時刻を少し過ぎましたが、ただいまより令和 3 年第 2 回の教育委員会の本会議を始めさせていただきます。ここからは座って失礼します。

それでは、早速ですが、お手元の議事日程をご覧ください、日程第 1 令和 3 年第 1 回目の会議録承認の件につきまして、新家委員、よろしくお願い致します。

○**新家委員** 令和 3 年第 1 回の会議録を見させていただいて、点検させていただきました。承認させていただきます。

○**松田教育長** ありがとうございます。

次に、日程第 2 議事録の署名委員を指名させていただきます。日下委員、よろしくお願い致します。

○**日下委員** 承知しました。

○**松田教育長** お願いします。

それでは、続きまして教育長報告をさせていただきます。1 点報告と 2 点連絡という形で申し上げます。

まず、報告の 1 つにつきましては、昨年の本会議にも報告をいたしました、今年度より ICT 教育の推進、とりわけ G I G A スクールが前に昨年度から進んでおりまして、甲良町におきましても環境整備、児童・生徒へのタブレットの配置等々も進みました。本町には、この ICT 教育の推進につきましては町の ICT 教育推進検討委員会というものを昨年度より組織をしまして、そこで甲良町における小中学校の ICT 教育をどのように進めていくのか、それは授

業づくりもそうですし、教職員の技能の向上も研修の1つというような形で位置づけて、昨年度より推進委員会を進めてまいりました。今年度4月から教職員の指導力の向上研修という形で、県の教育委員会、あるいは、総合教育センター等と連携した研修派遣、あるいは授業づくりの研修会、そういったものを計画的に進めているところです。

加えまして、GIGAスクールの環境整備、タブレットの配置はできましたが、なかなか、タブレットあるいは校内LAN等を活用した授業づくりを進めようとなりますと、教職員の力量がそこまで届かないような、そんな教職員もやっぱり組織の中にはおりますので、その辺を補完するという形で、町でICT教育支援員を1名配置いただきまして、この支援員が、東小学校、西小学校、中学校と訪問いただいて、先生方の困ったこと、あるいは、こういうふうな工夫ができる、そういった授業づくりはもちろん、機器の不都合等がありましたら、学校の教職員と一緒にあって、その解決に、あるいはその指導をしていただいているところです。そういった形で、本町におけるICT教育を推進しております。

昨年も申し上げましたが、ICT教育を導入した授業を考えたときには、利点が3つほど、大きくは考えられるなと思っています。

まず1つは、子どもたちが五感、一人一人の五感を作用させて、学びを深めることができる。例えば地域教材を、自分たちで作った自作教材を活用することができると思いますし、あるいは、文科省から出されているデジタル教科書を活用することもできます。また、町内はじめ県内、あるいは国内の社会教育施設等の資料も取り込んで、それを活用することができるということで、非常に五感を作用させるというような、とりわけ視覚と聴覚に訴えられるような、そんな教材、資料の活用が簡単にできるというようなことが、まず利点1かなと思います。

それから2つ目は共同学習、いわゆる子ども同士の共に学び合うという、力を合わせて学習を進めていく、そういう共同学習による様々な考えを学び合うことができる。この点も利点かなと思っています。当然、このICTを導入される前から、グループ学習とかグループワークとか、そういったものは、これまでも進めてまいりましたが、その辺がより深く、そして広く、いろんな経験をすることができるというようなことで、また、学級全体の意見交流等も、誰々ちゃんは何を考えているかというようなことも、タブレットを見るだけでお互いに考えを交流できると、そういった学習を組み合わせることによって、子どもたちの学びを深めることができるなということを思います。

それから、利点3つ目としましては、子どもたち一人一人の興味、関心も、同じテーマの学習でも興味、関心は一人一人違う、そういった一人一人の興味、

関心に合わせた調べ学習や探求学習が進められるということ。それから、本町の最大の教育課題であります自己実現をめざすための学力向上、いわゆる学力を高める、そのための一人一人の学力課題に応じた個別の学力補充学習もこのタブレットを使って、ICT教育を駆使して進めることができるという、いわゆる個別最適化学習というように言われていますが、こういった五感を作用させた学びから、仲間と共に学び合い、そして、意見、考え方を交流し合える学び、一人一人の子どもの課題、学力に応じた学習の場を工夫することができる、こういったことをこのICT教育、情報通信技術を授業に取り入れることによって進めることができる。このことは、子どもたちの各教科の学習の意欲を高めて、集中を増しながら、学びを深めることができることにつながるというように考えております。とにもかくにも、せっかく環境整備、タブレットも配置いただきましたので、何とか教職員の活用技能も高めて、それを授業にうまく活用できる、そういった技術を高める、そんな研修を教職員と共に進めていきたいというようなことも思っています。以上が報告の1番目です。

2番目ですが、令和4年度の滋賀県第4地区、第4地区と申しますのは彦根、愛知、犬上です、の小中学生の特別支援学級で使用される教科用図書の採択の協議が5月から始まりました。令和4年度から使用される教科用の図書です。

皆さんにご連絡したいのは、6月4日、既に始まっているんですが、6月4日から7月1日まで、その教科用の図書として展示されているその場がございます。それが彦根市立図書館内の彦根教科書センターというところで展示をされています。小中の特別支援学級の教科用の図書、それに候補として挙がっている教科書展示が6月4日金曜日から7月1日木曜日まで、彦根市立図書館内の教科書センターで展示されていますので、もし時間が許すようなことであれば、また見ていただけたらというようなことで、ご案内ということです。

それから、8月18日に第2回の教科用図書採択協議会が彦根市役所でございます。このときには採択されると、一応採択されるという運びで今進んでいます。もしそこで採択されたならば、各市町の教育委員会に8月中旬に報告、連絡されます。それを受けまして、いつものように8月中旬に各市町教育委員会でそれを承認、決定するというので、おそらく8月末の末になるであろうと思いますが、来年度、令和4年度の小中特別支援学級の使用教科用図書の甲良町での承認、決定につきましては、8月の末になるであろうと思われるので、また、心の準備等をよろしくお願ひしたいと思います。追って、これは決定しましたら連絡を差し上げます。

3つ目の、これも連絡になりますが、実は、地域の長寺西のマルヤマノブタカ様という方から、子育て支援センターへ子どもたちの遊び、遊びの中から、就学前ですので学ぶわけですが、そのための寄贈品を頂きました。先日、寄贈

式をしまして、来月の広報に、9月の広報にその品々は写真入りで紹介されると思いますが、報告させていただきます。まず、大きな外に掲示するような汽車の掲示板、それから水遊び用のプール、3つ目はボールプール、ボールをいっぱい入れてというあれやと思います。現物を見せていただきましたが、まだボールは放たれていませんでした。それから、ちょっと腰かけて会話できるような、雑談できるような、あるいは何か食事でもできるような、そんな用に木製のベンチ・テーブルセット、それから、洗濯可能なソフト積み木、この5点を寄贈していただきましたので、寄贈式も終えたということで、教育委員の皆様にはご報告させていただきます。

以上が1点の報告と2点の連絡という形で申し上げました。何か教育長報告の中でご質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、急ぐようですが、次に、日程第4 承認第9号について、事務局より説明をお願いします。

○望月課長補佐 本来なら福原も出席する予定でしたが、諸事情で本日は欠席をさせていただきます。申し訳ございません。

では、1枚おめくりください。

承認第9号 甲良町立幼稚園使用料条例施行規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて、上記の議案を提出する。令和3年6月16日。甲良町教育委員会教育長。甲良町立幼稚園使用料条例施行規則の一部を改正する規則について、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。甲良町立幼稚園使用料条例施行規則の一部を次のように改正する。第6条を次のように改める。その他。第6条、この規則に定めるもののほか、徴収等に関し必要な事項は別に定める。付則。この規則は公布の日から施行し、改正後の甲良町立幼稚園使用料条例施行規則の規定は、令和3年4月1日から適用するものでございます。この改正の理由といたしましては、幼稚園に通っているお子さんたちがマスクだったり、給食に使用のお箸だったり、白米を忘れてきたときに園の方から提供し、お金を徴収しております。その金額が定められておられなかったもので、内規として、今回定めたものでございます。以上です。

○松田教育長 事務局の説明が終わりました。

承認第9号につきまして、質問等ございましたら、お願いします。よろしいですか。

それでは、承認第9号につきまして、承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○松田教育長 ありがとうございます。承認第9号は承認されました。

続いて、日程第5 承認第10号について、事務局より説明をお願いします。

○望月課長補佐 承認第10号 甲良町学力向上事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令につき承認を求めることについて、上記の議案を提出する。令和3年6月16日。甲良町教育委員会教育長。甲良町学力向上事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。甲良町学力向上事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。第2条中、甲良町立中学校の次に、および甲良町立小学校を加え、別表を改めるものでございます。付則。この訓令は、公布の日から施行し、改正後の甲良町学力向上事業補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

このページの裏をご覧ください。甲良町学力向上事業補助金交付要綱新旧対照表が載っております。毎年実施されている漢字検定、英語検定、数学検定については、既に補助対象校と補助金額が変更されていたにもかかわらず、要綱の改正がされておりましたので、実情に合わせ改正するものでございます。表を見ていただきまして、改正後の方です。補助対象事業、漢字検定に甲良町立小学校を加えて、補助限度額、小学校児童は、検定料と同額とし、補助金の交付は児童1人当たり年1回とする。中学校生徒は、検定料と同額とし、補助金の交付は生徒1人当たり年3回までとする。英語検定、数学検定につきましては、甲良町立中学校のみで、検定料と同額とし、補助金の交付は生徒1人当たり年3回までとするとしたものです。以上です。

○松田教育長 事務局の説明が終わりました。ご質問等ございましたら、お願いします。中学生、金額も変わってくるんですね。

○望月課長補佐 そうですね。

○松田教育長 そういうことやね。1人1,000円とか何か書いてあるやつが。

○望月課長補佐 級によって金額はそれぞれ変わってきますので。

○藤委員 これは全員受けられるんですか。

○望月課長補佐 全員、希望者は受けられます。漢字検定につきましては、中学生は1人1回。小学生につきましては、西は1年生から6年生まで、東が2年生から6年生まで、去年受検しております。

○藤委員 漢字検定1回というのは、全員が受ける、希望者でよろしいね。

○望月課長補佐 はい。

○松田教育長 よろしいですか。

それでは、承認第10号につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第10号は承認されました。

続きまして、日程第6 承認第11号について、事務局より説明をお願いします。

○**望月課長補佐** それでは、承認第11号 甲良町立学校プール管理規則を廃止する規則につき承認を求めることについて、上記の議案を提出する。令和3年6月16日。甲良町教育委員会教育長。甲良町立学校プール管理規則を廃止する規則について、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。甲良町立学校プール管理規則は廃止する。付則。この規則は、公布の日から施行する。現在、学校プールについては使用していないため、今回廃止するものでございます。プールの授業につきましては、去年はコロナの影響でできておりませんが、甲良町の温水プールの方で実施しております。以上です。

○**松田教育長** 承認第11号につきまして、事務局の説明は終わりましたので、ご質問ございましたら、お願いします。現在使われていません。

○**日下委員** 使われていないけど、プールはどうなるんですか。

○**望月課長補佐** 今後、解体していく予定でございます。

○**日下委員** どろどろの汚い状態でほったらかしになっていますよね。

○**望月課長補佐** そうですね。結構金額がかかるみたいなので、計画して順番に壊していく予定です。

○**松田教育長** また、そこを有効活用できればね。ほかにございませんか。

それでは、承認第11号につきまして、ご承認いただけます方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第11号は承認されました。

次に、日程第7 承認第12号につきまして、事務局より説明をお願いします。

○**望月課長補佐** 承認第12号、甲良町立中学校生徒海外派遣研修事業補助金交付要綱を廃止する訓令につき、承認を求めることについて、上記の議案を提出する。令和3年6月16日。甲良町教育委員会教育長。甲良町立中学校生徒海外派遣研修事業補助金交付要綱を廃止する訓令について、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。甲良町立中学校生徒海外派遣研修事業補助金交付要綱は廃止する。付則。この訓令は公布の日から施行する。甲良町立中学校海外派遣研修事業は終了しているため、今回、廃止とさせていただきます。

以上です。

- 松田教育長** 事務局の説明が終わりました。承認第12号につきまして、質問等ございましたらお願いをいたします。
- 藤委員** 廃止に至った経緯ですとか、なぜ廃止されたのか、その理由を聞かせてください。
- 望月課長補佐** 聞いているのは、監査委員さんの方から、中学校生徒の限られた人数ですので、中学校全員に英語体験をできるようにた事業をと言われたんです。それで、この海外派遣を廃止して、今、夏休みに甲良中学生を対象にイングリッシュキャンプ、学校に来てもらって1日英語しか使えないという日を設けて、それを代替の事業として今年度実施する予定であります。
- 藤委員** 甲良中として、せっかくこんなすばらしいプログラムがあったということをおも非常に評価していたんですけども、残念ながら、ニュージーランドへなかなか行けないのに、こういうプログラムがなくなったということは非常に残念に思っております。それで、それに代わるものはイングリッシュキャンプ、それは全員対象ということですか。
- 望月課長補佐** はい。
- 藤委員** これから海外の派遣のこういう予定はないんですか。
- 望月課長補佐** ないと思います。
- 藤委員** 今こういう状況の中ですけどもね、将来また、ぜひそういうプログラムをやってもらえたらすばらしいなと思うんですけどね。これは私の意見です。また、上の方へ要望して。
- 望月課長補佐** 旅行会社さんが言うていたんですけども、今、このコロナの関係で、リモートでやっているみたいですよ。それがこれから主流になってくるんじゃないかということをおも旅行会社さんも言うておりました。
- 藤委員** リモートと実際行くのとは違います。全然違います。私の意見ですけど。
- 松田教育長** ほかに関連したご意見等ありますか。今、事務局の方から終了した経緯、それから、その代わりの事業を話しされました。藤議員のご意見、しっかりと承って、やっぱり、この海外派遣の効果検証、それからイングリッシュキャンプの効果の検証、この辺をしながら、この事業でいいのかどうかということをおももう少し検討を加える必要があるのかな。例えば海外に研修に出た。その言葉だけでない、いろんな文化とか風習とか、そういったものを体験するということの値打ち。ただ、監査委員は、ごくごく限られた一部にと、交付金を、税金を使うという、もうちょっと広く中学生全体にと、この観点からの指摘がありましたが、効果等を検証して、やっぱり、藤委員から出された意見をしっかりと検討をしていくということで考えていきたいと思っております。ほか

にございませんか。

それでは、今、意見もお聞きしましたが、本日出されている、いったん、海外派遣研修事業につきましては終了をしたということから、廃止する、承認第12号につきまして、お諮りしたいと思います。ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第12号は承認されました。

続いて、関連すると思いますが、日程第8 承認第13号につきまして、事務局から説明をお願いします。

○**望月課長補佐** 承認第13号 甲良中学生海外派遣研修事業旅行団設置要綱を廃止する訓令につき承認を求めることについて。上記の議案を提出する。令和3年6月16日。甲良町教育委員会教育長。すいません、これ、ちょっと訂正の方をお願いしたいんですけれども、甲良町立中学校生徒海外派遣研修事業補助金を、すいません、甲良中学生海外派遣研修事業旅行団設置要綱と訂正の方をお願いしたいかと思えます。申し訳ございません。下の方です。申し訳ございません。甲良中学生海外派遣研修事業旅行団設置要綱を廃止する訓令について、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。甲良中学生海外派遣研修事業旅行団設置要綱は廃止する。付則。この訓令は公布の日から施行する。こちらの方も先ほどの事業が廃止されましたので、すいません、事業の終了のため廃止するものでございます。

○**松田教育長** 承認第13号につきましては、12号と同じような理由で承認を求めるということで、事務局から説明がありました。承認第13号につきまして、ご質問等ございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

それでは、急ぐようですが、承認第13号につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第13号は承認されました。

続いて、日程第9 承認第14号につきまして、事務局より説明をお願いします。

○**望月課長補佐** 承認第14号 令和3年度甲良町学校園教育および社会教育ならびに人権教育等に関する一般方針を定めることにつき、承認を求めることについて、上記の議案を提出する。令和3年6月16日。甲良町教育委員会教育長。令和3年度甲良町学校園教育および社会教育ならびに人権教育等に関する一般方針を定めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第1

号の規定により承認を求めるものでございます。

おめくりください。令和3年度の教育大綱というものをつけております。教育大綱につきましては、この後の教育総合会議の方で説明いたします。4ページをご覧ください。

4ページの方から、それぞれ担当の方が説明をしていきます。質問等がありましたら、一括で後からお願いしたいかと思っております。4ページにつきましては、甲良町教育目標のことについて書かせていただいております。朱書きしたところが去年と今年の変更点となります。下の方、命を付け加えさせていただきまして、第4次甲良町総合計画を策定し、せせらぎのように美しく、一人一人が輝くまちづくりを進めていくということで、変更の方をさせていただいております。すいません、教育委員会の方針なんですけど、基本方針自体はあまり変わっていくものじゃないかというふうに考えております。ただし、コロナの関係等であったりとか、いろんな事情、情勢に合わせて内容の方を変えさせてもらっております。

5ページから、甲良町学校園教育方針については、去年と大きく変わっておりません。教育長報告でもありましたように、ICT教育、ICT教育支援員の配置や情報通信教育の推進の方を進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○上田参事 続きまして、甲良町社会教育方針、そして、甲良町人権教育方針、甲良町社会体育方針のご説明をさせていただきますが、こちらにつきましても、昨年と変更のあった箇所を赤字としておりますので、そちらの方の説明をさせていただきます。

それでは、12ページです。甲良町社会教育方針。1、基本方針です。ページ中段。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、日常生活に加え、様々な社会教育活動が制限されていることから、町民の活力が低下し、心身の健康にも影響が出てきています。このような状況下においても町民が集い、学び、実践できる方法を模索し、町民の活用を取り戻せる取組を展開していきますと追加しております。

続きまして、14ページ。2、重点施策。(1)生涯学習、社会教育の推進。3行目です。学習講座や甲良町の魅力を再発見できるを追加しております。

続きまして、16ページをお願いいたします。(11)社会教育関係団体の育成。2行目でございます。および育成に取り組むを追加しております。

続きまして、21ページ。甲良町人権教育方針です。ページ下から9行目。偏見や憎悪がもとで引き起こされる嫌がらせや身体的な暴力を伴うヘイトクライム、憎悪犯罪を追加しております。

続きまして、22ページをお願いいたします。ページ上から5行目。また、

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴い、感染が判明した人や疑われた人、その家族、治療に当たる医療従事者等に対する誹謗中傷や心ない書き込み等が発生していることから、今後のウイズコロナ社会、新型コロナウイルスと共存、共生する社会を見据え、人権に配慮した行動に努めるよう、教育、啓発に取り組みます。

続きまして、28ページをお願いいたします。甲良町社会体育方針です。ページ中段になります。2025は2024からの変更でございます。こちらにつきましては、コロナによる国スポ・障スポが1年延期されたことに伴う変更でございます。以上です。

○高橋図書館長 それでは、図書館です。図書館は、1番、運営基本方針。2番、推進の基本の変更はございません。図書の収集、整頓に努めながら、引き続き全体の生涯教育を支援してまいります。続きまして、3番の活動内容の表です。こちら、変更を含め説明いたします。来館促進のための諸行事は開催、また、子どもの健やかな育成を支援していくブックスタート及び同フォロー事業を進めてまいります。また、西小学校の拡大移動図書館と学校図書室のリニューアルも進めてまいります。また、ヤングアダルトコーナーですけれども、利用が少ない中高生を対象にしましたサービスでして、こちらの方も本年度しっかり拡充してまいりたいと存じております。また、使いやすい書架づくりも推進してまいります。簡単ですが、以上です。

○堀口園長 失礼します。東西保育センターです。

昨年度と大きく変わりはありませんが、これからの社会の中で、子どもたちが生きていくために求められる力としまして、思考力、判断力、表現力が大切と言われています。教育要領であったり保育指針の中で、幼児期の終わりまでに育ててほしい10の姿が明記されています。保育センターにおきましても、確かな学力の基礎を育てるために、主体的に生活し、豊かな経験の中で遊びを繰り返し、楽しむ保育の充実に努めていきたいと思っております。そのためには、まず、園で基本的な生活習慣の自立が重要であると考えています。マニフェストにありますめざす子ども像にも示しておりますが、自分のことは自分でしっかりできる子、健康でしなやかな心と体を持つ子どもをめざして、家庭としっかり連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

また、昨年度より流行しています新型コロナウイルス感染症により、園での生活様式も変わってきています。行事等の縮小であったり、行動の制限によりクラスの中での少人数での活動の工夫であったり、正しいマスクの着用、適切な手洗い・うがいの実施、3密を避けての活動内容の工夫であったり、給食時にパーテーションを使用するなど、今年度も安全対策をしっかりと行いながら、安心安全に生活が送れるようにしていきたいと思っております。

最後に、家庭支援にも力を入れていきます。様々な家庭環境の中で、情緒的に不安定な姿を見せる子どもたちもいます。一人一人の家庭状況を把握しながら、各機関とも連携し、寄り添いながらしっかりと支援していきたいと思っています。以上です。

○寺川所長 子育て支援センターです。子育て支援センターは、令和3年4月から子ども家庭総合支援拠点と位置付けられました。その中で、総合支援拠点というのは、児童福祉法の改正で、2022年まで各市町に努力義務ですが設置をなささいということです。

では、具体的にどのようなことを支援センターがやるのかといいますと、妊娠期から青年期まで、全ての子ども、家庭の悩み、相談をやって、必要な支援を行う機関となりました。相談を受けるだけでなく、その家庭、子どもに必要な支援を入れるということを目的としています。いろんな相談があります。子どもの発達、それから子育て、ひきこもり、不登校、児童虐待の防止、このような相談に対して、社会福祉士、保健師、保育士、講師が必要な支援に子育て支援センターで当たっています。このような相談に乗ることで、子どもの学力向上のための土台づくり、家庭の土台づくりも支援センターで行っています。

これからも各機関と連携を強化しながら、職員一丸となって取り組みたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○松田教育長 以上、それぞれの担当がはしょって短時間で説明させていただきました。本日お目通しいただいたばかりですので、なかなか質問、ご意見を頂戴するのは厳しいのかなと思いながら、一応、昨年度までと変わった、大綱の中で内容については朱書きでということと、特に今年度、こういう方針の下で進めるのは、この事業あるいはこの政策については力を入れて取り組んでいきたいというのが、簡単に説明の中に入っていました。後の総合教育会議で、この教育大綱については協議する時間もございますが、今、説明が終わりましたので、ここで皆様からのご質問等をお受けしたいと思います。よろしくお願いします。

○尾崎委員 教育長よろしいですか。

○松田教育長 どうぞ。

○尾崎委員 これも後で、東西の保育センターから説明というのはこれで終わりなんです。すいません、私も、今、幼稚園の方も保育園の方も、あまり詳しいことは存じ上げないんですけども、コロナ禍になってからすごく大変で、先生もご苦労されていらっしゃると思うんですけども、やっぱり年齢的にもなかなか、マスクをしたりとか、小学校になったらまだ少し言っていることも分かってくるかと思うんですけども、それだったり、特に最近、滋賀県の方でも保育園で変異株が出てから、クラスターということがちょこちょこ

といろんなところで起こっていると思いますので、その辺りはどうなんでしょうかね。大変なことであったりとか。

○堀口園長 マスクの着用とか、変異株のいろいろと日々変わっていったりとか、増えていったりとかいうふうな状況の中なんですけど、保育センターにおきましても、いろんな研修へ行く中で、乳児については、ゼロ歳、1歳、2歳児については、呼吸なんか自分で管理ができないということで、マスクの着用は3歳、4歳、5歳児にしています。ただ、少し前に小学校でマラソンをして亡くなったとテレビでもありましたけども、それも受けまして、外での活動であったりとか、室内でも運動遊具なんか使って活発に遊んだりとか、走り回ったりとかいうふうなときには、マスクを外して活動をしようかというふうにしています。ほかのときについては、やっぱり、マスクの着用ということを今現在ではさせていただいています。

○尾崎委員 いろいろとテレビを、去年なんか特に映っていたと思うんですけども、終わった後、子どもさんが遊んだりあんな大変じゃないですか。それは今も。

○清水園長 はい、今も継続させていただいています。

○尾崎委員 分かりました。

○松田教育長 ほかにございませんか。もし、また、ご意見等がございましたら、総合教育会議の中で意見交流できればと思います。

それでは、いったんお諮りをさせていただきます。承認第14号につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○松田教育長 ありがとうございます。承認第14号は承認されました。

次に、日程第10 承認第15号につきまして、事務局、説明をお願いします。

○望月課長補佐 承認第15号 甲良町社会教育委員の委嘱につき承認を求めることについて、上記の議案を提出する。令和3年6月16日。甲良町教育委員会教育長。甲良町社会教育委員の委嘱について、甲良町社会教育委員に関する規則第2条により承認を求めるものでございます。1枚おめくりください。担当の方より説明いたします。

○上田参事 甲良町社会教育委員です。任期につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日となっております。委員さんにつきましては10名ということで、新たに2名の方が委員となっただいております。7番、陌間守様。9番、奥川喜美枝様。以上です。

○松田教育長 事務局より説明がございました。承認第15号案につきまして、ご質問がありましたら、お願いします。ございませんか。

それでは、承認第15号につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○松田教育長 ありがとうございます。

次に、日程第11 承認第16号につきまして、事務局、説明をお願いします。

○望月課長補佐 承認第16号、甲良町就学支援委員会委員の委嘱につき承認を求めることについて、上記の議案を提出する。令和3年6月16日。甲良町教育委員会教育長。甲良町就学支援委員会委員の委嘱について、甲良町就学支援委員会規則第4条の規定により承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。この方々の任期につきましては、今年4月1日から来年3月31日となっております。承認を求めるものでございます。以上です。

○松田教育長 一覧表、委員名が出されています。質問等ございましたら、お願いします。ございませんか。それでは、お諮りします。

承認第16号につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○松田教育長 ありがとうございます。承認第16号は承認されました。

続いて、日程第12 承認第17号につきまして、事務局、説明をお願いします。

○望月課長補佐 承認第17号 甲良町人権問題啓発指導員の任命につき求めることについて、上記の議案を提出する。令和3年6月16日。甲良町教育委員会教育長。甲良町人権問題啓発指導員の任命について、甲良町人権問題啓発指導員設置に関する規則第3条の規定により承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。担当の方より説明いたします。

○上田参事 甲良町人権問題啓発指導員、任期につきましては令和3年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。委員につきましては、全員で14名ということで、新たに4名の方が委員となっておられます。

6番、小林 日登美様。7番、山本 祐司様。11番、松林 奈津子様。12番、内田 裕也様。なお、学校、行政につきましては、人事異動に伴う変更となっております。以上です。

○松田教育長 事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらお願いします。質問ございませんか。それでは、お諮りをします。

承認第17号につきまして、ご承認いただけます方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○松田教育長 ありがとうございます。承認第17号は承認されました。

次に、日程第13 承認第18号につきまして、事務局より説明をお願いします。

ます。

○**望月課長補佐** 承認第18号 甲良町立学校運営協議会委員の任命につき承認を求めることについて、上記の議案を提出する。令和3年6月16日。甲良町教育委員会教育長。甲良町立学校運営協議会委員の任命について、甲良町立学校運営協議会設置規則第8条の規定により承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。担当の方より説明いたします。

○**寺田課長** 失礼します。学校運営協議会といいますのは、従来の学校評議員の制度に代わるものです。従来の評議員というのは、個人として学校の補助の要請があれば行政の代わりにアドバイス、意見を言うというのですが、この学校運営協議会というのは、協議会として、会として学校の運営に対して意見を言う、また承認をする、あるいは、人事に対しても意見を述べることができるというもので、より地域のニーズが学校運営に活かされやすい、そういうものでございます。今年度から創設させてもらいました。

ここにありますように、各学校に運営協議会が設置されますので、その学校の実情に合わせてこの方々を運営協議会委員として任命させていただきました。以上です。

○**松田教育長** 事務局の説明が終わりましたので、ご質問等ございましたら、お願いします。この学校運営協議会は、昨年もお説明申し上げたコミュニティスクール、小学校・中学校に今年度4月より設置をするという運びをしてまいりました。そこのコミュニティスクールの運営をどうしていくんだということで、地域の代表の方、学校、そして保護者が一体となって、おらが学校の運営をどうしていくんやと、地域にできることは地域で協力していこう、保護者が協力していこうと、みんなで学校を運営していく、その中で子どもたちと一緒に育てていこうと、そういう趣旨でコミュニティスクールというのを設置したわけですが、そこの推進本部になる、これが甲良町学校運営協議会でございます。

今年度新設していますので、やっぱり、規模を初めから大きくするのではなく、小さくスタートして、そこから広げていこうというようなことで、準備のときから協議を重ねてまいりました。若干、運営協議会の委員の人数については違いがあるんですが、この人たちやったら協力をということ、まずはスタートとしてお願いをしながら、両者納得して、委員に推薦されてきたものでございます。ここからどれだけ協力者が増えていくのかということで、今後の活動が非常に期待と楽しみだなということを思っています。

これまでも学校に関わっていただいた方々ばかりです。今、名前をご覧いただいたら、学校評議員をお願いしていた方、あるいは学校の、例えば読書ボランティアをされて子どもに関わってこられた方、むらづくりを進めて、地域の学習で協力いただいた方、たくさんの方に本町は学校教育を支えていただい

ていますので、そういった方々が名前を挙げられてきました。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りします。承認第18号につきまして、ご承認いただけます方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。

続いて日程第14 承認第19号につきまして、事務局より説明をお願いします。

○**望月課長補佐** 承認第19号 甲良町立図書館協議会委員の委嘱につき承認を求めることについて、上記の議案を提出する。令和3年6月16日。甲良町教育委員会教育長。甲良町立図書館協議会委員の委嘱について、委員長に対する事務委任規則第1条第14号の規定により承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。担当の方より説明いたします。

○**上田参事** 甲良町立図書館協議会委員、任期につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。委員の数は全員で10名ということになります。そのうち、8名の方が新しい委員となっていております。3番、辻 喜美子様。4番、山本 貢造様。5番、広川 八重子様。6番、平井 むつみ様。7番、今村 優希様。8番、小森 翔子様。9番、寺村 崇司様。10番、清水 友子様。なお、7番から10番につきましては、学校、行政の人事異動に伴う変更となっております。また、事務局につきましては、高橋図書館館長と、私、上田社会教育課参事ということになっております。以上です。

○**松田教育長** 図書館協議会の委員様について、説明がございました。質問がありましたら、お願いします。ございませんか。

それでは、お諮りをします。承認第19号につきまして、ご承認いただけます方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第19号は承認されました。

次に、日程第15 承認第20号につきまして、事務局、説明をお願いします。

○**望月課長補佐** 承認第20号 甲良町公民館職員の任命につき承認を求めることについて、上記の議案を提出する。令和3年6月16日。甲良町教育委員会教育長。甲良町公民館職員の任命につき承認を求めることについて、社会教育法第28条ならびに教育長に対する事務委任規則第1条第8号の規定により、承認を求めるものでございます。担当の方より説明いたします。

○**上田参事** 下段をご覧ください。公民館職員です。公民館長から、上田 真司、

主任、山崎 貴芳。主事、谷 祐介。同じく主事、荒木 将登。運転手、濱岡 真樹。会計年度任用職員、河嶌 誠治。以上6名で運営を行っていきます。よろしく申し上げます。以上です。

○**松田教育長** 事務局の説明が終わりました。承認第20号につきまして、ご質問ございましたら申し上げます。

これにつきましても、お諮りします。承認第20号につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第20号は承認されました。

それでは、続いて日程第16 認定第1号について、事務局より説明をお願いします。

○**望月課長補佐** 認定第1号 令和3年度要保護および準要保護児童生徒の認定を求めることについて、上記の議案を提出する。令和3年6月16日。甲良町教育委員会教育長。令和3年度の要保護および準要保護児童生徒は、別紙のとおりであるので、認定を求めるものでございます。

1枚おめくりください。令和3年度の要保護・準要保護児童生徒の名簿をつけさせていただいております。個人情報観点から、本会議後名簿の回収をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、東小学校の方です。要保護につきましては2名です。準要保護児童生徒につきましては22人です。

1枚おめくりください。甲良西小学校です。西小学校の方に要保護児童生徒はいません。20名の準要保護児童生徒となっております。

1枚おめくりください。中学校です。準要保護児童生徒につきましては2名です。準要保護児童生徒につきましては34名となっております。

1枚おめくりください。区域外です。準要保護児童生徒につきましては1人となっております。

1枚おめくりください。区域外の中学生につきましては、6名の準要保護児童生徒となっております。以上です。

○**松田教育長** 要保護・準要保護児童生徒一覧表が出されました。それについて説明がございました。何か質問等ございますか。その他ございませんか。

それでは、お諮りします。認定第1号につきまして、認定いただけます方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。

認定第1号は認定されました。事務局の方から確認がございました、この一覧表につきましては後ほど回収をさせていただくということですので、よろし

くお願いします。

以上で、本日より予定しておりました教育本会議の議事、議決、承認等につきましては、全て終わりました。これにて令和3年第2回教育委員会本会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

以上で、今日の議題はすべて終了